請求・徴収規定 BILLING AND COLLECTION POLICY

I. 目的

本規定は、バーモントへルス(「規定」)の患者に提供したサービスに対する病院費用の請求および徴収に関して実施される活動を特定するためのものです。本規定は、バーモントへルス資金援助規定(FAP)に基づいて、以下に定義される資金援助を受ける資格があるか判断するため、バーモントへルスの担当者が対象者に対して実施する必要となる妥当な取り組みを含む徴収活動の工程および時間フレームについても説明します。本規定は、1986年の内国歳入法典、第501(r)条、および変更された第501(r)(6)条で課せられた要件に準拠しています。

II. 定義

- A. <u>申請期間</u>:「申請期間」とは、適用される FAP の定義に基づいて、 バーモントヘルスが患者資金援助申請書(申請書」)を受領し、処理する期間と定義されています。申請期間は、患者への処置が開始された日から開始され、バーモントヘルスが患者への処置に対して請求書の発効を開始した日から 240日間で終了します。
- B. **臨時徴収措置** ("ECA"): ECA は、法的または裁判手続きを実施する、個人の負債を第三機関に売却する、あるいは個人について不利な情報を消費者信用報告機関または信用調査に報告するなどが必要となる FAP に基づいた品目またはサービスに対する請求の支払い要請に関連してバーモントヘルスが個人に対して実施する措置です。本規定、バーモントヘルス、または認定機関の目的上、支払を得るために、法的または裁判手続きが必要となる以下の措置を制限なく実施する場合があります。(1) 先取特権の設定;(2) 不動産の差し押さえ;(3) 銀行口座またはその他の個人財産の差し押さえまたは押収;(4) 個人に対する民事訴訟の開始;(5) 個人の逮捕を促す措置の執行;(6) 個人の身柄拘束を促す措置の執行;(7) 給与差し押さえ。
- C. <u>通知期間</u>:「通知期間」は、FAP の患者に通知するためにバーモントへルスが実施しなければならない妥当な取り組みの期間と定義されています。通知期間は、患者への処置が開始された日から開始され、バーモントへルスが患者に対する請求書の発効を開始した日から 120 日間で終了します。
- D. <u>妥当な取り組み</u>:「妥当な取り組み」とは、バーモントヘルスが以下を行うことです。(i) FAP の概略書を患者に配布することによりその内容を知らせ、患者の申請を促す;(ii) FAP の概略書と処置に対する請求書(3 日以上、120 日未満の期間)、および通知期間に患者に提供された請求に関する書面すべて;(iii) 通知期間中に発生した処置に対する未払い金額に対応する FAP を口頭で説明;(iv)申請書に不備がある、または通知に明記された期日までに支払いが行われてない場合に執行(または再開)されるECA について少なくとも 1 回書面により通知する、ただし、この通知は通知期間の最終日より前であり、指定された期限より 30 日以上前とします。

また、妥当な取り組みには、以下に説明する特定の状況下において次の手順および要件を含めます。

Beaumont

申請が提出されていない場合。通知期間中(または遅れた場合は申請期間の終了まで)に申請が提出されていない場合の妥当な取り組みには、患者に対する上述の項目(i)から(iv)に説明される通知(およびその書面)が含まれます。

受領した申請書に不備がある場合。妥当な取り組みとして、バーモントヘルスは以下を実施します。 (a) 患者に対する ECA の保留; (b) 必要となる追加情報を説明する書面による通知および FAP の概説書の提供; (c) 以下の書面を 1 回以上の通知: (1) 申請期限の最終日より後、または個人への通知でバーモントヘルスが書面で通知した期日より 30 日を超えた期限(通知書に記載)までに患者が申請書の不備を補わない、または未払い分を支払わない場合にバーモントヘルスまたはその他の認定機関が開始または再開する可能性のある ECA に関する通知、(2) 少なくとも期日より 30 日前に患者に提供される通知。

完全な申請書が提出され、バーモントヘルスが患者に資金援助の資格が与えられた場合。妥当な取り組みとして、バーモントヘルスは以下を実施します。(a) 資金援助額を差し引いた患者負担額を明記した請求明細書の提供;(b) 患者の支払超過分の払い戻し;(c) 患者に対する ECA (販売負債を以外)を無効にするための合理的に実行可能な対策の実施。

III. 請求・徴収の手順

- A. _患者への通知。患者およびその家族との連絡には、情報または請求に関する紛争解決のために問い合わせすることができる施設の電話番号も提供されます。バーモントヘルスは、通知期間中に生じた未払いの口頭によるすべての通知において、患者およびその家族に利用可能な資金援助について通知します。
- B. <u>ECA の執行制限。</u>ECA は、妥当な取り組みを実施して、患者が FAP に基づく資金援助の資格があるかどうか確認されるまで執行できません。
- C. 内部徴収措置。本規定と矛盾しない範囲内で、バーモントへルスは、患者に対する通常の請求と徴収措置を実施します。実施する内容:(1) 患者が指定した保険会社への請求。(2) 保険会社が部分的に補償する場合は、残高を患者に請求。(3) 患者への最初の請求書には以下が請求されます:(i) 保険会社が支払った金額による総請求額との相殺額、または患者が保険未加入で請求金額に対する資金援助の申請を行い資格を獲得している場合は FAP で定義されている一般請求額 (AGB);(ii) 患者が請求金額を支払えない場合に資金援助が利用可能であることを知らせる簡単な記述、これには次の情報が含まれます: FAP を入手するための問い合わせ先電話番号、または FAP および FAP の概説書を入手可能なウェブサイトのアドレス;(iii) 患者が未払い金を支払う場合にバーモントへルスが対応可能な支払方法(現金、VISA、MasterCard、Discover、American Express、および個人小切手)。個人の状況に応じて別の支払いオプションが提供される場合があります。また、それらは個人によって異なります。地域よってことなるため、詳細は、各病院の顧客サービスにお問い合わせください。

バーモント病院(グロースポイント、ロイヤルオーク、トロイ、ファーミントンヒルズ)の問い合わせ 先: 1 (248) -577-9600

バーモント病院 (ディアボーン、ウェーン、テイラー、トレントン) の問い合わせ先: 1 (800)-858-95 03

D. <u>外部徴収機関の使用。</u>バーモントヘルスは、通知期間が終了するまで、患者の口座情報を徴収機関に照会させることはありません。通知期間終了後も患者に未払いがある場合、FAP および本規定に従って徴収機関が活動するため、バーモントヘルスと徴収機関の間の契約に基づいて患者情報が徴収機関に渡されることがあります。その契約では、徴収機関が礼儀正しく丁重な方法で直接患者およびその家族と交流することが求められています。患者が申請期間に申請書を提出した場合、不備があるかどうかに関わ



らず、徴収機関は即座に患者に対する ECA を保留します。

- E. <u>担当部署。</u>FAP に基づいた個人の資格判断を行うために妥当な取り組みが行われたかどうかを判断する 最終的な権限および責任を担うのは患者金融サービス部(「部署」)です。この部署は、資金援助の要 請および申請に関連する記録の管理も担当します。患者情報を徴収機関に送る前に、当該部署は、資金 援助の資格判断を行うために妥当な取り組みが行われたかどうかを判断し、その他の記録を含めて、資 金援助の資格に関する患者への通知を保管します。
- F. <u>請求・徴収規定の優先度。</u>バーモントヘルスの適用範囲において、その他の規定、または本規定または 内国歳入法典の第 501(r) 条およびそれに従った規制に矛盾する部分は、本規定および第 501(r) 条が 優先されるものとします。
- **G. 規定の広範囲な配布。**バーモントヘルスは、法典の第 501(r) 条および規制に従って本規定および FAP を幅広く一般市民に配布します。
- H. <u>資金援助規定との連携。</u>本規定は常に FAP、法典の第 501(r) 条、および規制に基づいて解釈される ものとします。

Beaumont